

Ⅲ 環境保全対策

1 地球温暖化対策の推進

(1) エネルギー対策特別会計を活用した二酸化炭素排出抑制対策の推進

環境省では、エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）の排出抑制対策を推進するため、エネルギー対策特別会計（平成18年度以前は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計）を活用した補助事業及び委託事業を実施しており、その一部を地方環境事務所が担当しています。

①補助事業

平成17年度以前は、地方環境事務所は申請書の受付のみを担当し補助金の交付は環境省本省が行っていましたが、平成18年度以降は申請書の受理から交付まで執行しています。平成20年度までに中部地方環境事務所が執行した補助事業は以下のア～カの事業です。

ア 実行計画に基づいた、地方公共団体施設への代エネ・省エネ施設設備の導入に対する支援（対策技術率先導入事業、業務部門対策技術率先導入補助事業）

イ 都道府県が地球温暖化防止活動推進センターの施設として整備する事業に対する支援（エコハウス整備事業）

ウ 地方公共団体による次世代車・低公害車の導入に対する支援（次世代低公害車普及事業、低公害（代エネ・省エネ車）普及事業、低公害車普及事業）

エ 管内7県の地球温暖化防止活動推進センターが地域住民に対して行う普及啓発・広報活動への支援（都道府県センター普及啓発・広報事業）

オ 地球温暖化対策地域協議会の活動として行う代エネ・省エネ対策機器の導入に対する支援（地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業、地域協議会民生用機器導入促進事業）

カ 自然冷媒（ノンフロン冷媒）を用いた冷凍冷蔵装置の導入に対する支援（省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置普及モデル事業、省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業）

これらの補助事業は、平成17年度以降その名称と内容を変更しつつ現在に至っていますが、各年度の採択件数は表1のとおりです。

表1 年度別補助事業別採択件数

| 補助事業 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|------|---------|--------|--------|--------|
| ア | 3 | 5 | 3 | 3 |
| イ | 1 | 1 | — | — |
| ウ | 2 | 2 | 2 | 4 |
| エ | 5 | 6 | 7 | 7 |
| オ | 122 (9) | 30 (3) | 20 (2) | 3 (1) |
| カ | 1 | 3 | 1 | 2 |

(注) オの()内の数字は、協議会数

アの対策技術率先導入事業及び業務部門対策技術率先導入補助事業に係る補助事業の概要は、表2のとおりです。

表2 対策技術率先導入事業及び業務部門対策技術率先導入補助事業に係る補助事業概要

| 年度 | 自治体名 | 事業概要 |
|----|------|--|
| 17 | 石川県 | 県有3施設へESCO事業による建物全体の省エネ設備を導入 |
| | 岐阜県 | 県庁舎別館（シンクタンク庁舎）へ高効率冷温水発生機1基を導入 |
| | 飛騨市 | 市民病院における省エネタイプの蒸気ボイラーの導入及び蒸気仕切弁の改善 |
| 18 | 石川県 | 県営2施設（金沢中警察署・石川県工業試験場）にESCO事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入 |
| | 三重県 | 県営播磨浄水場へ太陽光発電（150kW）を導入 |
| | 飯田市 | 健康増進施設へ太陽光発電（20kW）を導入 |
| | 名古屋市 | 消防署の出張所宿直施設に燃料電池（1kW）を導入 |
| | 安城市 | 市庁舎へ太陽光発電システム（27.5kW）を導入 |
| 19 | 石川県 | 県有2施設（教育センター、金沢西警察署）にESCO事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入 |
| | 三重県 | 北勢水道事務所屋上に太陽光発電（20kW）を導入 |
| | 箕輪町 | 消防署・地域交流センターへ太陽光発電（25kW）を導入 |
| 20 | 三重県 | 浄水場沈殿池上部に太陽光発電（150kW）を導入 |
| | 石川県 | 県有4施設（小松県税事務所・南加賀農林総合事務所、石川中央保健福祉センター、中能登総合事務所・中能登農林総合事務所、能登中部保健福祉センター・中能登土木総合事務所）にESCO事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入 |
| | 西尾市 | 市庁舎屋上に太陽光発電（50kW）を導入 |

また、カの省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置普及モデル事業及び省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業に係る補助事業の概要は、表3のとおりです。

表3 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置普及モデル事業及び省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業に係る補助事業概要

| 年度 | 事業者名 | 対象工場・事業所名、所在地 | 事業内容 | 冷媒 |
|----|-------------|-----------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 17 | 前田運送 | 前田運送川越町物流センター 三重県三重郡川越町 | 物流センター新築工事における空気サイクル廃熱利用冷凍装置導入事業 | 空気 |
| 18 | 味の素冷凍食品株式会社 | 味の素食品株式会社 中部工場 岐阜県揖斐郡 | 冷凍食品生産設備における自然冷媒凍結装置導入事業 | NH ₃ CO ₂ |
| | 枇杷島製氷株式会社 | 枇杷島製氷株式会社 名古屋市 | 製氷工場新築工事におけるNH ₃ 冷凍装置導入事業 | NH ₃ |
| | 江崎グリコ株式会社 | 三重グリコ株式会社 三重県津市 | 三重グリコ株式会社No.1、No.2製品冷蔵庫冷凍装置更新事業 | NH ₃ CO ₂ |
| 19 | 高岡冷蔵株式会社 | 高岡冷蔵株式会社富山工場 富山県富山市 | 富山工場新築工事における自然冷媒冷凍装置導入事業 | NH ₃ CO ₂ |

| | | | | |
|----|----------|----------------------------|---|------------------------------------|
| 20 | 名豊興運株式会社 | 名豊興運株式会社小牧冷凍センター 愛知県小牧市 | 冷凍センター新築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業 | NH ₃ CO ₂ |
| | 興和冷蔵株式会社 | 興和冷蔵株式会社中部物流センター 愛知県一宮市 | 中央物流センター増築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業 | NH ₃ CO ₂ |

②委託事業

環境的に持続可能な交通（E S T）モデル事業（国土交通省、警察庁との連携事業）推進のための普及啓発委託業務を、平成 17～19 の各年度に、愛知県豊田市地域及び三重県北勢地域において各地域のモデル事業推進協議会と連携し実施しました。

同事業では、例えば三重県北勢地域での「E S Tフォーラム～地球温暖化とクルマ、公共交通について考える～」(平成 19 年 11 月、四日市商工会議所ホール、参加人員約 120 人) の開催、愛知県豊田市地域でのケーブルテレビを活用した啓発番組の放映等、各地域の E S T の普及に向けて様々な啓発活動を行いました。

また、平成 20 年度からは、環境省本省が執行する委託事業である「低炭素地域づくり面的対策推進事業」に関し、地方環境事務所から同事業を実施する地域協議会へオブザーバーとして参加することとなり、平成 20 年度は、富山県富山市、長野県茅野市及び愛知県豊田市の各地域協議会に参画しています。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律の周知等

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法) に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度、地方公共団体実行計画・地球温暖化対策地域推進計画の策定及び地球温暖化対策地域協議会に関し、制度の周知活動や指導を行っています。

①温室効果ガス算定・報告・公表制度の周知

温対法に基づき、平成 18 年 4 月から、温室効果ガスを相当程度多く排出する者(特定排出者) に自らの温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することが義務付けられていますが、平成 20 年 6 月の温対法改正により、平成 21 年度排出量(平成 22 年度に報告) から企業・フランチャイズチェーン単位での報告になる等新しい算定・報告方法に変更されることから、環境省本省と中部地方環境事務所では同制度の周知のため事業者に対する説明会を開催しました。

また、中部地方環境事務所では、同制度に関する質問や特定排出者コードに関する問い合わせに対応しています。

②地方公共団体実行計画及び地球温暖化対策地域推進計画の策定推進

県又は市町村の事務・事業についての温室効果ガス排出量の削減措置に関する地方公共団体実行計画及び当該区域内における活動から排出される温室効果ガスに関する地球温暖化対策地域推進計画については、温対法に基づき、県等が策定の推進に取り組んできたところであり、環境省本省と中部地方環境事務所では、地方公共団体実行計画策定ガイドライン及び地域推進計画策定マニュアルに関する説明会を開催しました。

また、中部地方環境事務所では、両計画に関する問い合わせに対応しています。

③地球温暖化対策地域協議会に関する業務

環境省では、温対法に基づいて設立された地球温暖化対策地域協議会の活動を支援するため、地域協議会の登録簿を整備し、全国の地域協議会の設立状況や活動内容等の情報をインターネット等を通じて一般に公表することにより、地域協議会同士の情報交換や住民等への情報提供を推進しており、中部地方環境事務所では地域協議会の設立に関する指導、登録申請書の受付窓口対応を行っています。

中部地方環境事務所管内の県別登録済み地域協議会数（平成 21 年 3 月 31 日現在）は表 4 のとおりであり、合計で 57 協議会あります。

表 4 管内の県別登録済み地域協議会数

| | | | | | |
|-----|----|-----|----|------|----|
| 富山県 | 5 | 長野県 | 11 | 三重県 | 5 |
| 石川県 | 13 | 岐阜県 | 4 | 管内合計 | 57 |
| 福井県 | 4 | 愛知県 | 15 | | |

(3) 地方公共団体による地球温暖化対策の推進状況等調査の実施

地方公共団体による取組の更なる展開を図るため、平成 20 年度の請負調査（請負先：株式会社三菱総合研究所）として、地球温暖化対策の観点からの中部地方の地域特性について分析するとともに、県や主要な市において現在進められているCO₂の排出削減等の地球温暖化対策の状況について整理・分析を行い、今後の地球温暖化対策の方向性について検討を行いました。

(4) 中部エネルギー・温暖化対策推進会議

中部エネルギー・温暖化対策推進会議は、中部地域の国の地方支分部局、地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者団体、環境NPO等をメンバーとして、中部地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報を交換・共有し、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体をはじめとする中部地域の地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進するため、平成 17 年 3 月に設置されました。

中部地方環境事務所は、中部経済産業局とともに同推進会議の事務局を担当し、関係機関との連携を図りつつ、主として民生部門の啓発を図る取組を行ってきました。このうち、代表的な取組は表 5 のとおりです。

表 5 中部エネルギー・温暖化対策推進会議による主な取組

| 開催年月日・開催場所 | 取組名 | 連携団体 | 参加者数 |
|---|---|---------------------------------------|---------------|
| 平成 19 年 1 月 19 日及び 2 月 2 日・中部地方環境 事務所 | 温暖化防止対策技術の基礎講座 | — | 各開催日につき約 30 人 |
| 平成 20 年 2 月 16 日・富 山市（富山市民プラザ） | CO ₂ 削減セミナー・北陸 ～家庭 から始める地球温暖化ストップ～ | 富山及び石川の各県地 球温暖化防止活動推進 センター | 約 70 人 |
| 平成 20 年 3 月 29 日・津 市（アストホール） | 講演会&東海 3 県活動報告ー知ろ う・わかろう・始めよう！地球温 暖化防止 | 岐阜、愛知及び三重の 各県地球温暖化防止活 動推進センター | 約 130 人 |
| 平成 21 年 1 月 24 日・岐 阜市（ホテルグランヴェ ール岐山） | シンポジウム&中部 4 県活動報告 会ー地球温暖化防止 ひろがれ！ つながれ！ちいきの環(わ) | 長野、岐阜、愛知、三 重の各県地球温暖化防 止活動推進センター | 約 110 人 |

〈平成 21 年度の施策〉

温対法の改正により、温室効果ガス算定・報告・公表制度については、平成 21 年 4 月から、特定排出者は新たな制度に基づく算定が求められることとなるとともに、新たに特定排出者となる企業も大幅に増加することから、同制度の周知を目的とする説明会を平成 21 年度においても開催します。同様に、温対法の改正により、都道府県及び特例市以上の市については、地方公共団体実行計画と地球温暖化対策地域推進計画とを統合した新たな実行計画の策定が義務付けられたところであり、地方公共団体の実行計画策定に向けた取組の推進を図るための新実行計画策定マニュアルに関する説明会を開催します。

また、中部地方環境事務所管内で地球温暖化対策を地域において取り組んでいる団体（民生部門）については、その活動を紹介するとともに、それら団体間の連携した活動を促進するためのイベントを実施します。

2 環境教育の振興・環境保全活動の促進

（1）中部環境パートナーシップオフィスの設置・運営

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する地方拠点として、「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック（7か所）に設置しています。

中部地方環境事務所では、平成 17 年 9 月に名古屋市に「中部環境パートナーシップオフィス（EPO中部）」を設置し、市民やNPO、企業、行政等の協働により、パートナーシップへの理解と認識を深めるための企業・行政・民間団体等を対象としたワークショップやセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会等を開催しています。EPO中部の年度別利用者数は、表 6 のとおりです。

表 6 中部環境パートナーシップオフィス利用者数

| 区 分 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 来館者数（人） | 1,164 | 1,727 | 1,846 | 2,132 |
| HPアクセス数 | 36,586 | 137,988 | 174,365 | 193,844 |

（注）平成 17 年度については、9 月に開館したため、来館者数は 7 か月間の総数。

HPは 11 月に開設したため、HPアクセス数は、5 か月間の総数。

〈平成 21 年度の施策〉

EPO中部設置から 3 年が経過し、中部地方における環境パートナーシップ推進のための基盤となる関係づくりができ、促進要因や阻害要因が見えるようになってきました。

平成 21 年度においては、全国に発信できるような中部地方の特色を生かした環境パートナーシップ事例の形成支援及び情報発信を主眼に起き、事業を展開していきます。

また、平成 22 年に愛知県名古屋市で開催が予定されている生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）に向けた民間団体・企業・行政等のパートナーシップ形成の支援も実施していきます。

(2) 環境白書を読む会の開催

平成 18 年に中部地方環境事務所として初めての「環境白書を読む会」を実施し、それ以降毎年度、表 7 のとおり 6 月の環境月間に「環境白書を読む会」を開催し、環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図っています。

表 7 環境白書を読む会開催概要

| 開催年度 | 開催日 | 開催地 | 参加者数(人) |
|----------|------------|------------|---------|
| 平成 18 年度 | H18. 6. 27 | 三重県 (四日市市) | 39 |
| | H18. 6. 29 | 富山県 (富山市) | 56 |
| 平成 19 年度 | H19. 7. 11 | 愛知県 (名古屋市) | 112 |
| 平成 20 年度 | H20. 6. 20 | 長野県 (長野市) | 34 |
| | H20. 6. 27 | 愛知県 (名古屋市) | 85 |

〈平成 21 年度の施策〉

平成 21 年度も、継続して「環境白書を読む会」を開催します。平成 21 年度版の白書は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」及び平成 20 年に制定された「生物多様性基本法」を受け、この 3 本の基本法を元に作成されます。このような機会を捉え、環境施策を分かりやすく国民の皆さんに伝えていくとともに、平成 22 年に開催される C O P 10 に向けて、意識向上のための普及啓発活動としても積極的に取り組む予定です。

(3) 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の取組の推進

「国連持続可能な開発のための教育 (E S D) の 10 年」(平成 17 年～26 年)の推進のため、平成 18 年 3 月に決定した我が国における実施計画に基づき、E P O 中部における事業として地域における実践事例の収集及び勉強会の開催、パンフレット等を通じた普及啓発等の取組を行いました。中部地方環境事務所においても、平成 20 年度に、中学生程度を対象として「日常生活で、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動すること」を呼びかける小冊子(『SUSTAINABLE BOOK』)を作成・配布しました。

また、環境省では平成 18～20 年度に「国連 E S D の 10 年促進事業」を全国 10 か所で展開しましたが、中部地方では平成 18・19 年度の 2 か年で愛知県春日井市の「かすがい KIZUNA」がモデル事業として採択され、実施されました。

〈平成 21 年度の施策〉

「持続可能な社会」を創るために、既に中部地方に存在している「持続可能な開発のための教育」活動を更に発掘し、優良事例の共有化を図ります。また、中部地方における行政職員を対象に「持続可能な開発のための教育」等の普及啓発を図り、中部地方から「持続可能な社会づくり」をリードする政策が生み出されるよう、関係機関との連携を強化します。

(4) 環境教育リーダー研修基礎講座の開催

中部地方における環境教育・環境学習を推進する人材として、今後重要な役割が期待される学校教員及び地域の環境活動実践リーダーを対象に研修を行い、指導者としての能力を養成するとともに、参加者相互の交流によりパートナーシップ構築の礎を築き、地域における環境教育・環境学習の推進を図るため、平成13年から毎年度管内各県を巡る形で実施しています。平成18年度以降の開催概要は、表8のとおりです

表8 環境教育リーダー研修基礎講座開催概要（平成18～20年度）

| 開催年度 | 日程 | 開催地 | 参加者数（人） |
|--------|---------------|----------|---------|
| 平成18年度 | H18. 8. 23-25 | 三重県（鈴鹿市） | 45 |
| 平成19年度 | H19. 8. 27-29 | 長野県（塩尻市） | 48 |
| 平成20年度 | H20. 8. 20-22 | 岐阜県（高山市） | 54 |

〈平成21年度の施策〉

平成21年度も継続して本研修を愛知県にて実施する予定です。愛知県での開催は2回目に当たるため、前回とは異なる内容とし、より具体的に参加者が議論を行い、各自の活動の場の研鑽となるような研修とします。また、COP10開催に当たっての支援・貢献となるよう、研修内容の工夫をする予定です。

（5）環境カウンセラー研修の実施

環境省では、平成8年9月に「環境カウンセラー登録制度実施規程」を告示し、環境カウンセラー登録制度を創設しました。この制度は、環境保全活動を行おうとする市民や事業者に対して環境保全活動等に関する知識を付与したり活動に関する助言や指導を行うことを希望する者のうち、適切な能力・識見を有する者として国民に広く推奨すべき者を登録し、広く一般に公表することにより、市民や事業者等の環境保全活動を推進するものです。

この環境カウンセラーに対して、実施規程に基づき、環境カウンセラーの資質、能力等の向上を図ることを目的に、環境カウンセラー研修を表9のとおり実施しました。

表9 年度別環境カウンセラー研修の概要

| 平成17年度環境カウンセラー研修（平成17年12月14日：名古屋国際会議場） | | | |
|--|--------------------------|----------------------|------|
| 講義プログラム | | 講師 | 参加者数 |
| 全体講義 | 環境学習・教育（愛知万博から学んだこと） | 川島 直（財団法人キープ協会常務理事） | 125人 |
| 事例発表 | 3Rの推進 | 山川 幹子（環境カウンセラー） | 27 |
| | 我が家の環境大臣事業 | 金田 八重（環境カウンセラー） | 25 |
| | 環境経営とエコアクション21 | 磯谷 善一（環境カウンセラー） | 34 |
| | 地球温暖化防止と環境パートナーシップによる解決法 | 深谷 正明（環境カウンセラー） | 39 |
| 平成18年度環境カウンセラー研修（平成18年10月25日：名古屋国際会議場） | | | |
| 講義プログラム | | 講師 | 参加者数 |
| 全体講義 | 地域社会を巻きこんでの活動 | 千頭 聡（日本福祉大学情報社会学部教授） | 119人 |
| 事例発表 | 教育現場との連携 | 岡本 明子（環境カウンセラー） | 30 |
| | 地域活動の中での温暖化対策 | 小林 由紀子（環境カウンセラー） | 24 |
| | 事業者と連携の環境教育 | 篠田 陽作（環境カウンセラー） | 38 |
| | 事業現場での活動 | 平林 昭敏（環境カウンセラー） | 27 |

| 平成 19 年度環境カウンセラー研修（平成 19 年 11 月 6 日：名古屋国際会議場） | | | |
|---|------------------------------------|-------------------------|-------|
| 講義プログラム | | 講師 | 参加者数 |
| 全体講義 | 名古屋の二酸化炭素 2050 年に 1990 年比マイナス 60%? | 竹内 恒夫（名古屋大学大学院環境学研究所教授） | 120 人 |
| 事例発表 | カウンセラー活動について | 服部 宏（環境カウンセラー） | 36 |
| | エコライフ・ゴミ問題 | 矢口 芳枝（環境カウンセラー） | 26 |
| | 学校ビオトープについて | 井上 哲夫（環境カウンセラー） | 26 |
| | 企業から市民に向けた環境活動 | 中野 昭彦（環境カウンセラー） | 32 |
| 平成 20 年度環境カウンセラー研修（平成 20 年 11 月 5 日：名古屋国際会議場） | | | |
| 講義プログラム | | 講師 | 参加者数 |
| 全体講義 | 生物多様性～動物園の役割と動物園で学ぶこと～ | 小林 弘志（東山動物園園長） | 133 人 |
| 事例発表 | 生物多様性とは | 坂部 孝夫（環境カウンセラー） | 31 |
| | 生物多様性のプログラム | 青木 雅夫（環境カウンセラー） | 27 |
| | 生物多様性のフィールドワーク | 後藤 公男（環境カウンセラー） | 36 |
| | 地球温暖化と生物多様性 | 杉山 範子（環境カウンセラー） | 39 |

〈平成 21 年度の施策〉

平成 21 年度についても、研修内容の充実（昨今の情勢等を踏まえた内容、受講者のニーズに合った内容等）を図りながら実施します。会場については例年同様、名古屋国際会議場で行う予定です。

（6）中部エコライフ・フェアの開催

中部地方環境事務所管内のより良い環境対策の推進を目指し、地球温暖化、廃棄物の 3R、生物多様性の保全等様々な環境問題や環境保全活動への理解を深めてもらうため、他の国の地方支分部局、地方自治体、企業、NGO/NPO等の協力を得て、環境保全活動への取組についての展示や普及活動の啓発を目的に、6月の環境月間中に「中部エコライフ・フェア」を表 10 のとおり開催しました。

表 10 中部エコライフ・フェア開催の概要

| | |
|---|--|
| 平成 18 年度中部エコライフ・フェア （平成 18 年 6 月 6～8 日：名古屋市栄・オアシス 21「銀河の広場」） | |
| 概要：ステージイベント、ブース展示（パネル展示等）、体験コーナー等 | |
| 参加団体 | 中部運輸局、中部地方整備局、名古屋税関、東海農政局、中部森林管理局、第四管区海上保安本部、中部経済産業局、名古屋地方気象台、名古屋市、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県、愛知県、長野県、名古屋港管理組合、中部電力、東邦ガス、JR東海、名古屋鉄道、NEXCO中日本、愛知県産業廃棄物協会、下水汚泥リサイクル、(株)エコアクションニュース、愛知環境カウンセラー協会、EPO中部、第 48 回自然公園大会三重県実行委員会、愛知県地球温暖化防止活動推進センター、ECO CARAVAN、モリゾー・キッコロと環境活動を推進する会、Eco japan cop2006 実行委員会、伊勢・三河湾流域ネットワーク、かいたまや、コミュニティ・ユース・バンク momo、字と字で通じ合うアジア漢字圏交流、日本EVクラブ愛知、絆・創・倅 net、マイ箸基金、seRection、藤前干潟を守る会、ITエコサイクル推進機構、EXPOエコマネーセンター、あいち菜の花活用推進協議会（計 44 団体） |
| 平成 19 年度中部エコライフ・フェア （平成 19 年 6 月 16～17 日：名古屋市栄・オアシス 21「銀河の広場」） | |
| 概要：ステージイベント、ブース展示（パネル展示等）、体験コーナー等 | |
| 参加団体 | 名古屋税関、東海農政局、中部森林管理局、中部経済産業局、中部地方整備局、第四管区海上保安本部、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、COP10 誘致委員会、なごや環境大学、名古屋森林管理組合、NEXCO中日本、中部電力、東邦ガス、JR |

| | |
|------|---|
| | 東海、名古屋鉄道、国立環境研究所、愛知環境カウンセラー協会、EPO中部、愛地球計画、愛知県地球温暖化防止活動推進センター、碧い地球ねっと、ESD-T、EXPOエコマネーセンター、環境市民、木田エコクラブ、キルトネットワークジャパン、心のアラスカ、seRection、てとてボランティア会、日本野鳥の会愛知県支部、ネイチャークラブ東海、藤前干潟を守る会、モリゾー・キッコロと環境活動を推進する会、森の天使、矢作川水系森林ボランティア会（計39団体） |
| | 平成20年度ちゅうぶエコライフ・フェア （平成20年6月14～15日：名古屋市栄・オアシス21「銀河の広場」） |
| | 概要：ステージイベント、ブース展示（パネル展示等）、体験コーナー等 |
| 参加団体 | 中部地方整備局、中部森林管理局、東海農政局、岐阜県、三重県、愛知県、名古屋市、NEXCO中日本、中部電力、COP10誘致委員会、愛知環境カウンセラー協会、EPO中部、中部空港島周辺海域調査研究会、フィトラボ、Sha-chi.jp、山崎川グリーンマップ、あいちの海グリーンマップ（計16団体） |

（7）企業の社会的責任に関する活動の調査の実施

中部地方環境事務所では、平成18・19年度に企業の社会的責任（CSR）の中でも「環境協働」に焦点を当て、中部地方のパートナーシップに基づくCSR活動を調査しました（調査報告書本文は、中部地方環境事務所ホームページ（http://chubu.env.go.jp/earth/mat/m_2_1.html、http://chubu.env.go.jp/earth/mat/data/m_2/rep_h19.pdf）に掲載）。今後も環境パートナーシップを推進するため、中部地方のCSRの動向把握等をEPO中部でも取り組んでいきます。

（8）コミュニティ・ファンドに関する調査の実施

環境省では、地域において環境保全等の社会的な事業（環境コミュニティ・ビジネス）が、コミュニティ・ファンド等の投融資により自立的に活動することを促進するため、平成19年度から「コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業」を実施しています。

中部地方においても、平成19年度に地域のコミュニティ・ファンドと環境コミュニティ・ビジネスについての調査を実施しました（調査報告書本文は、中部地方環境事務所ホームページ（http://chubu.env.go.jp/earth/mat/data/m_2/rep_h19_com.pdf）に掲載）。

3 公害・化学物質対策の推進

（1）土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に係る指導・監督

使用が廃止された有害物質使用特定施設（有害物質の製造、使用又は処理をする水質汚濁防止法の特定施設）に係る工場又は事業場の敷地であった土地や都道府県知事が土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地の所有者等は、「土壤汚染対策法」に基づき、当該土地の土壤汚染の状況について環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させて、その結果を都道府県知事に報告することとされていますが、中部地方環境事務所は管内に事業所を有する指定調査機関の指定や各種届出の受付等の業務を行っています。

中部地方環境事務所が指導・監督を行うこととされている指定調査機関（当事務所管内のみに事業所を有する指定調査機関）は、平成21年3月31日現在192機関です。

また、毎年1回、環境省本省の指示により、指定調査機関の現況について確認を行っており、その結果に基づき指導等を行っています。

(2) 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請等の窓口

石綿を吸入することにより、中皮種や肺がんになられた方及びこれらの疾病に起因して亡くなられた方のご遺族に対する「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付の申請等の受付窓口を、独立行政法人環境再生保全機構及び保健所とともに行っています。

(3) 農薬使用基準遵守状況等監視調査

農薬使用者が「農薬使用基準」を遵守しているかどうかを確認するために、農薬の保管状況や排出水中の残留農薬を確認するための調査を平成16年度から実施しています。調査内容は、農薬の保管状況及び公共用水域に排出される水の残留農薬濃度であり、県の環境部局が残留農薬濃度の検査を実施しない県に所在するゴルフ場のうち、1県当たり1ゴルフ場に対し実施しています。

ゴルフ場で使用される農薬については、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」により45農薬について指針値が策定されていますが、指針値を上回る残留農薬が検出されたケースはありません。

(4) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく立入検査

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、新規化学物質のうち、その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等から見てその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合（他の化学物質の中間物として製造・輸入する場合等）において、製造・輸入者からの申出に基づいて国（厚生労働省、経済産業省及び環境省）の事前確認を受けた物質について、申出どおりに製造（輸入）が行われているかを確認するために、立入検査を実施しています。

立入検査は年2～3回、1回当たり数事業者に対し、環境省本省、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構と合同で実施しています。

4 その他

(1) 環境影響評価

地方環境事務所における環境影響評価業務は、平成20年9月までは環境影響評価手続以降のフォローアップ作業が主な業務となっていました。

平成20年10月からは、戦略的環境アセスメント（SEA）の迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件のフォローアップの着実な実施のため、地方環境事務所組織規則の改正が行われ、地方環境事務所の所掌事務として「環境の保全の観点からの環境影響評価に関する審査に関すること。」が明確に位置付けされました。

また、東海・北陸ブロック環境影響評価審査担当者会議、全国環境影響評価関係課長会議等の会議に出席し、意見交換を行っています。

〈平成 21 年度の施策〉

平成 21 年度においては、関係する国の地方支分部局や自治体と緊密な関係を築きながら、北陸地方においては整備新幹線や足羽川ダム建設事業、能登自動車道（田鶴浜～七尾）、また、東海地方では国道 19 号瑞恵道路、西知多道路等や、環境大臣意見提出終了案件の設楽ダム等の情報収集を行います。

（２）エコアクション 21 認証・登録制度の普及

エコアクション 21（E A21）認証・登録制度は、中小事業者でも容易に取り組める環境経営システムとして、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく制度です。同制度の普及を促進するため、中部地方環境事務所主催のセミナーを平成 20 年度に表 11 のとおり開催しました。

表 11 エコアクション 21 認証・登録制度に関するセミナー実施概要

| | |
|-------|--|
| 実施年月日 | 平成 21 年 1 月 30 日（金） 13:30～17:00 |
| 会場 | 名古屋商工会議所 |
| 主催 | 中部地方環境事務所 |
| 共催 | 名古屋商工会議所、エコアクション 21 地域事務局ぎふ、エコアクション 21 地域事務局あいち、エコアクション 21 地域事務局とよた |
| 協力 | 岐阜県中小企業家同友会、愛知中小企業家同友会、三重県中小企業家同友会 |
| 参加者数 | 41 団体 51 人 |
| 内容 | 1) 全体セミナー ①エコアクション 21 認証・登録制度の概要、②認証・登録事業者による事例紹介 2) 個別カウンセリング（5 団体） |

〈平成 21 年度の施策〉

中部地方環境事務所主催によるエコアクション 21 認証・登録制度に関するセミナーを平成 21 年度においては特に北陸地域の中小事業者を対象として開催します。

環境保全対策関連の主な業務の件数

| | | 平成19年度 | 平成20年度 |
|------------------------------|--|--------|--------|
| (1) 地球温暖化対策 | | | |
| ① | 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計を活用した事業の交付申請書の審査、交付決定、額の確定・通知に係る事務 | 17 | 17 |
| ② | 排出者からの温室効果ガスの算定量の報告、権利・利益の保護に係る請求の受領、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の提供、受領 | 0 | 0 |
| ③ | 温室効果ガス算定・報告・公表制度に係る説明会の開催 | 2 | 2 |
| ④ | 地域エネルギー温暖化対策推進会議等の開催 | 5 | 3 |
| ⑤ | 地球温暖化防止のための普及啓発活動の実施(イベントの企画、会議への出席、セミナーの開催、研修講師等) | 15 | 1 |
| ⑥ | 改正フロン回収・破壊法に係る説明会 | 1 | 0 |
| ⑦ | ESTモデル事業に係る普及啓発委託事業関係会議等 | 2 | 1 |
| (2) 環境教育の振興、環境保全活動の推進 | | | |
| ① | 環境パートナーシップオフィスの運営 | 124 | 54 |
| ② | 環境教育リーダー研修・環境カウンセラー研修の実施 | 2 | 2 |
| | A.環境教育リーダー研修の実施 | 1 | 1 |
| | B.環境カウンセラーに対する研修の実施 | 1 | 1 |
| ③ | 環境問題に係る知識の習得のための学習会の開催 | 8 | 0 |
| ④ | 環境モニター会議の開催 | 0 | 0 |
| ⑤ | エコアクション21の普及・啓発の実施(セミナー等への出席、講師等) | 0 | 1 |
| ⑥ | 環境学習フォーラム・セミナー | 0 | 0 |
| ⑦ | 環境カウンセラー協議会・ブロック会議 | 0 | 0 |
| ⑧ | こどもエコクラブ事業 | 1 | 0 |
| ⑨ | 我が家の環境大臣事業 | 1 | 0 |
| ⑩ | 各種連絡協議会・情報連絡会・出前講座 | 3 | 14 |
| ⑪ | グリーン購入法説明会 | 0 | 0 |
| ⑫ | 国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業 | 2 | 1 |
| ⑬ | 環境モニター報告等 | 12 | 12 |
| ⑭ | 環境モニター委嘱 | 0 | 0 |
| ⑮ | 中部エコライフ・フェアの開催 | 1 | 1 |
| ⑯ | 訪問学習の受け入れ | 0 | 1 |
| ⑰ | 環境モニターアンケートの実施 | 0 | 0 |
| ⑱ | 環境白書を読む会の開催 | 1 | 2 |
| ⑲ | 「地方公共団体の環境保全対策調査」 | 0 | 1 |
| ⑳ | 企業の社会的責任活動(CSR)の推進事業の実施 | 1 | 0 |
| ㉑ | 各種環境行事の活性化、環境保全活動の推進(後援名義) | 26 | 29 |
| (3) 公害・化学物質対策 | | | |
| ① | 農薬取締法に基づくゴルフ場の農薬使用遵守状況の調査 | 3 | 3 |
| ② | 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査、普及啓発活動 | 0 | 0 |
| ③ | 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、指導監督 | 75 | 50 |
| ④ | 農薬適正使用に関する指導者向け説明会の開催 | 1 | 0 |
| (4) その他 | | | |
| ① | 環境影響評価業務の情報収集・フォローアップ報告 | 3 | 5 |
| ② | 所管法令改正等に伴う説明会の開催 | 2 | 8 |